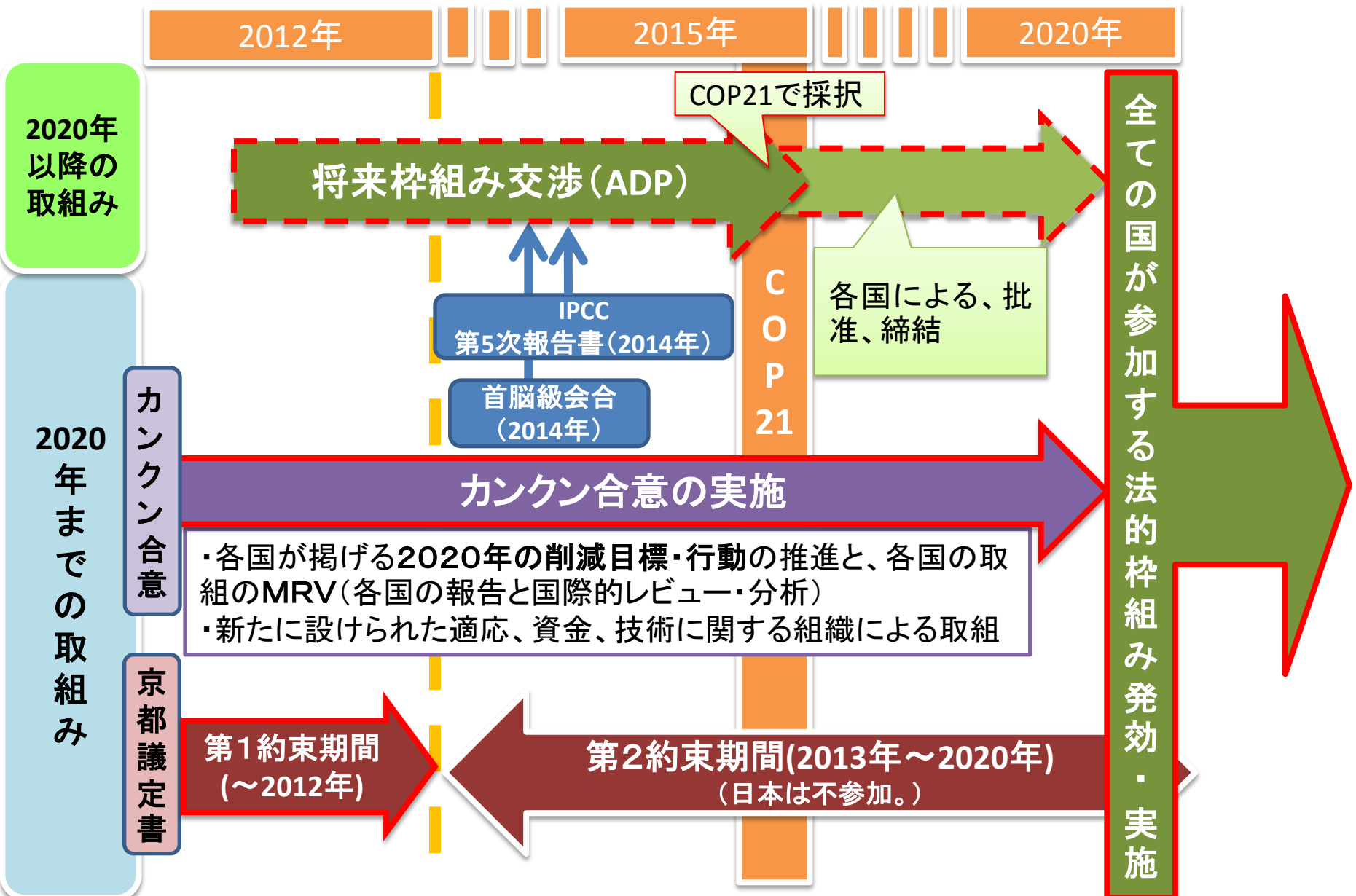


温暖化国際交渉の現状

1. カンクン合意に基づく2020年までの対応
2. ADPにおける交渉の現状
3. 米国の気候変動行動計画

国際交渉の全体像



カンクン合意に基づく2020年目標(先進国)

国	2020年の排出削減量	基準年
日本	25%削減、ただし、全ての主要国による公平かつ実効性のある国際枠組みの構築及び意欲的な目標の合意を前提（※総理指示(2013年1月25日)により、COP19までに、25%削減目標をゼロベースで見直すこととしている。）	1990
米国	17%程度削減、ただし、成立が想定される米国エネルギー気候法に従うもので、最終的な目標は成立した法律に照らして事務局に対して通報される(注1)	2005
カナダ	17%削減、米国の最終的な削減目標と連携	2005
ロシア	15-25%（人為的排出の削減に関する義務の履行へのロシアの森林のポテンシャルの適切な算入、及び、すべての主要排出国による温室効果ガス的人為的排出の削減に関する法的拘束力のある義務の受け入れが前提。）	1990
豪州	5%－15%又は25%削減(注2) 京都議定書第2約束期間: 0.5%削減(90年比) ※2010年の排出量は、90年比－0.9%	2000
EU	20% 又は 30%削減(注3) 京都議定書第2約束期間: 20%削減(90年比) ※2009年には、景気後退により一旦90年比20%まで削減。	1990

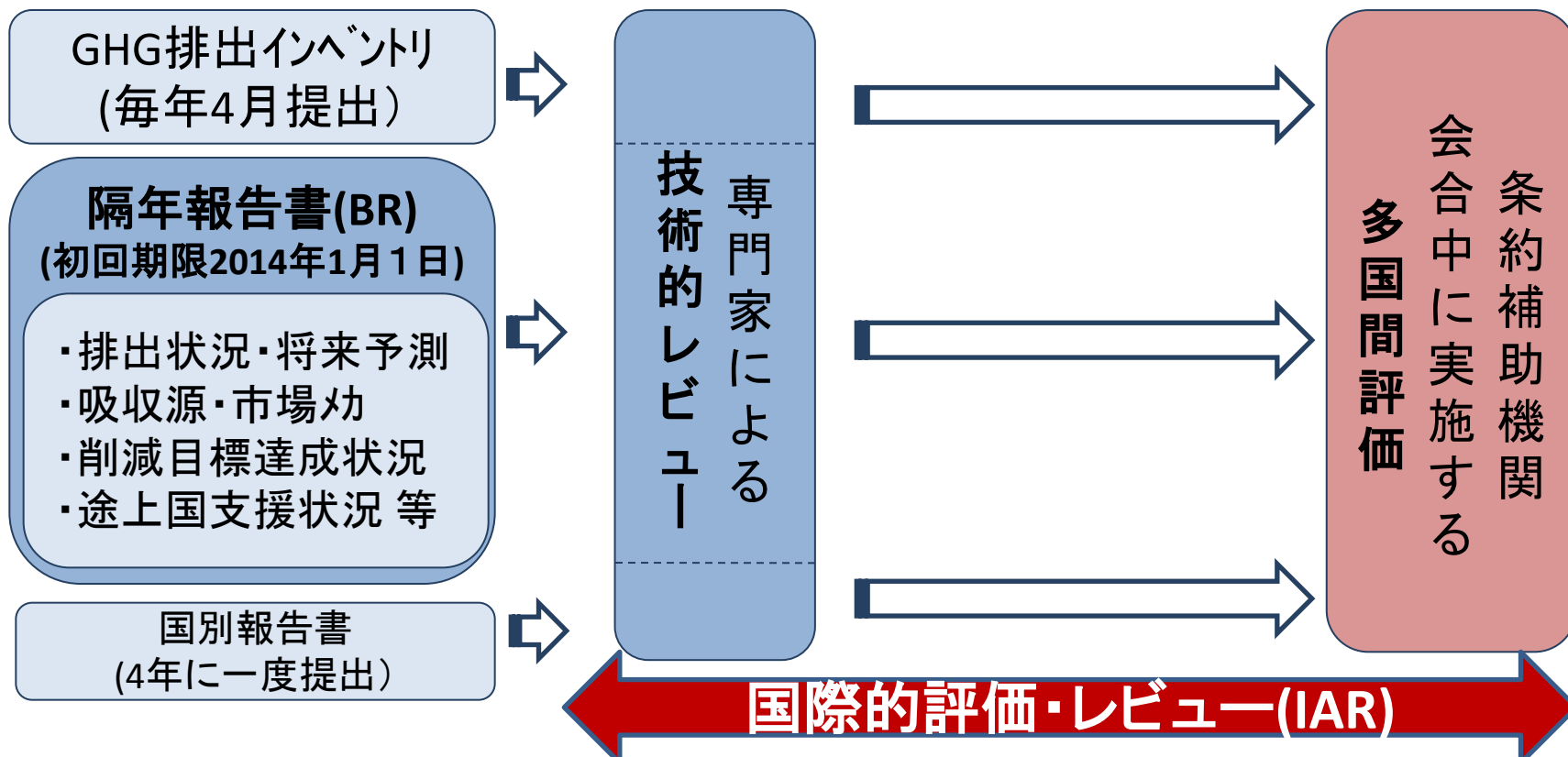
(注1: 米国) 1990年比約3%削減(土地利用、土地利用変化及び林業部門を含まない値)。また、この目標は、今後制定される関連の国内法令に照らして最終的な目標が国連気候変動枠組条約事務局に対して通報されるとの認識の下でのもの。法案における削減経路は、2050年までに83%削減すべく、2025年には30%減、2030年には42%減。

(注2: 豪州) 2020年までに2000年比で①最低でも5%削減、②主要途上国が相当の排出抑制を約束し、かつ、先進国が同様の排出削減を行うことに合意する場合には15%削減、③大気中の温室効果ガス濃度を450ppm(CO₂換算)以下に安定化させるとのグローバルな約束が成立する場合には25%削減。

(注3: EU) 他の先進国が比較可能性のある排出削減にコミットし、途上国がその責任と能力に応じた適切な貢献を行う場合には、削減目標を20%から30%に引き上げるとの立場。

カンクン合意に基づくMRV(先進国)

先進国の目標達成に向けた進捗状況の報告・評価



《多国間評価》

- レビュー報告書等に対し、他国が事前に質問を文書で提出可。被評価国は2ヶ月以内に文書で回答。
- 全ての国が評価に参加し、被評価国の発表及び質疑応答を実施。
- 評価の結論は条約の関連機関に送付

カンクン合意に基づく2020年目標(新興国・途上国)

主要途上国の自発的な削減行動

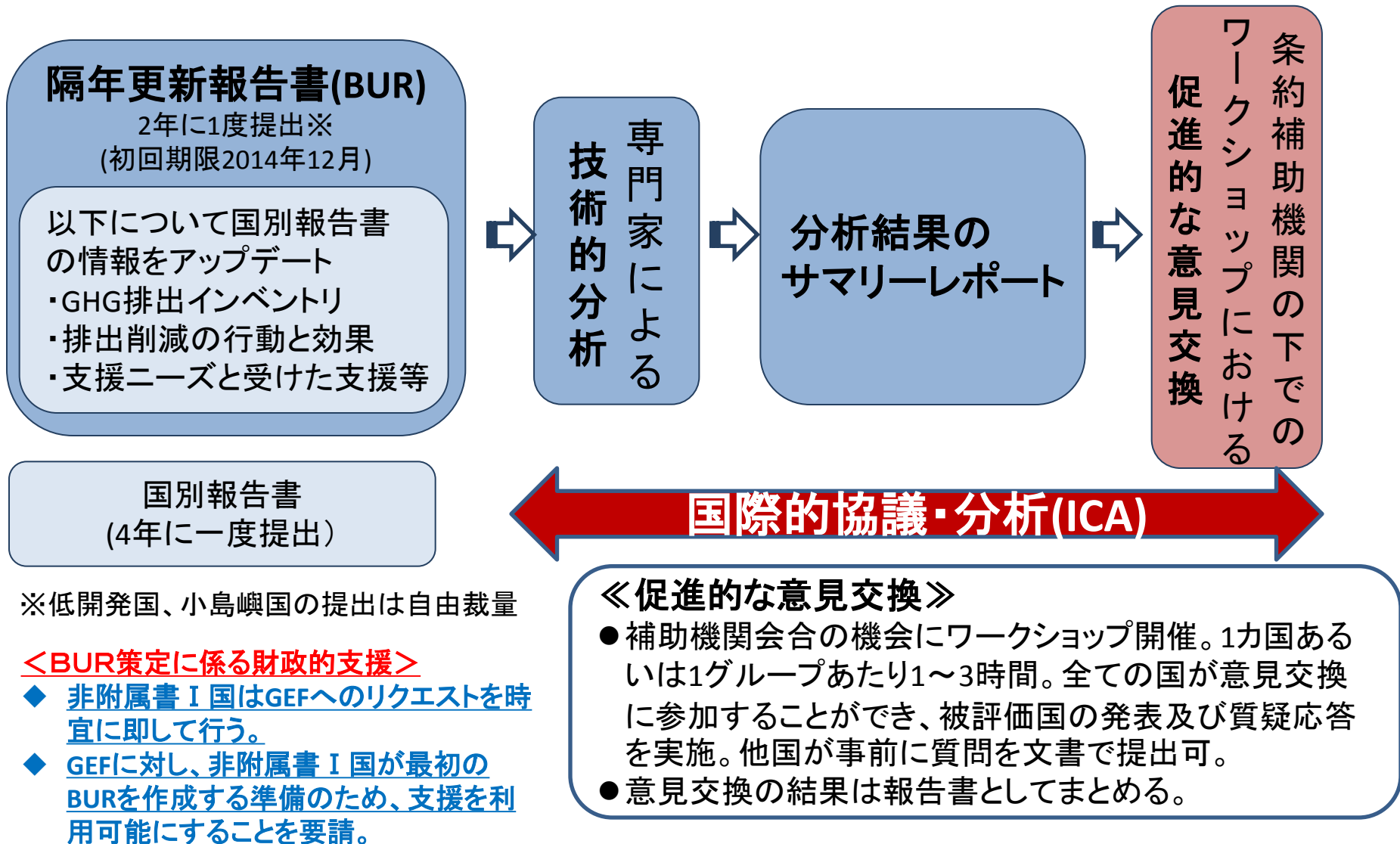
国名	削減目標・行動
中国	2020年までにGDP一単位当たりCO2排出量を2005年比で40～45%の排出削減、2020年までに非化石エネルギーの割合を15%、2020年までに2005年比で森林面積を4千万ha、森林保有炭素量を13億m ³ 増加。
インド	2020年までにGDP一単位当たりの排出量を2005年比20～25%の排出削減（農業部門を除く）。
ブラジル	2020年までにBAU（※）比で36.1-38.9%の排出削減。具体的な行動として、熱帯雨林の劣化防止、セラード（サバンナ地域の植生的一种）の劣化防止、穀倉地の回復、エネルギー効率の改善、バイオ燃料の増加、水力発電の増加、エネルギー代替、鉄鋼産業の改善等
南アフリカ	2020年までにBAU比で34%、2025年までにBAU比で42%の排出削減。これらの行動には先進国の支援が必要であり、条約及び議定書の下での野心的、公平、効果的かつ拘束力のある合意が必要。国際社会からの支援のもとで、排出量は2020年から2025年の間にピークアウトし、10年程度安定し、その後減少させることが可能と予測。
韓国	2020年までにBAU比30%の排出削減。

BAU(Business-As-Usual):

追加的な対策を講じなかった場合の温室効果ガスの排出量

カンクン合意に基づくMRV(途上国)

途上国の行動に関する報告・評価



ADPの設置:COP17(2011)の成果

COP17概要

○日程:2011年11月28日(月)~12月11日(日) ※予定の会期を1日半延長して終了
(閣僚級会合:12月6日~11日)

○場所:南アフリカ・ダーバン

我が国の目指す「全ての国に適用される法的枠組み」構築に向けた
道筋に合意

「強化された行動のためのダーバン・プラットフォーム特別作業部会
(ADP)」の設置。下記2つのワークストリームを設定。

ワークストリーム1:2020年以降の枠組み

全ての国に適用される「条約の下での議定書、法的文書又は法的効力を有する合意成果」(法的枠組み)についての議論。2015年までのできるだけ早期に採択し、2020年から発効・実施する。

ワークストリーム2:2020年までの緩和の野心向上

2020年までの排出削減レベルを上げるための議論。

ADP作業計画:COP18(2012)の成果

COP18概要

- 日程:2012年11月26日(月)～12月8日(土) ※予定の会期を1日延長して終了
(閣僚級会合:12月4日～7日)
- 場所:カタル・ドーハ

2013年-2015年までのADPの作業計画に合意

ダーバン・プラットフォーム特別作業部会(ADP)作業計画

2013年	・ADPを2回(6月、11月)開催、追加会合(4月又は9月)を検討 ・各国は3月1日までに、ADPの作業に関する情報、見解及び提案を事務局に提出
2014年	・少なくとも2回ADPを開催、追加セッションの開催については前年中に決定 ・世界の首脳による会議開催 ・12月に開催されるCOP20までに交渉テキスト案の要素を検討
2015年	・少なくとも2回ADPを開催、追加セッションの開催については前年中に決定 ・5月までに交渉テキストを提示 ・12月に開催されるCOP21において新しい枠組みの法的文書を採用

※ 京都議定書第2約束期間の目標について、野心向上に向けて、2014年に見直すこととなった。

交渉の状況：ADP2－2（2013年6月4日～13日）の概要①

ワークストリーム1：2020年以降の枠組み

新たな法的枠組みにおける各国のコミットメント（目標）の在り方が最も大きな論点の一つ。2013年6月までに示された各国の提案・見解は以下のとおり。

米国： **各国が貢献の案を事前に提示**し、他国等が検証する「事前コンサルテーション」を経て確定させるプロセスが必要。

EU： 米提案を受けて、以下のプロセスを提案。

- ①2014年に各国がコミットメントの案を提示
- ②2015年に1年かけて、コミットメント案の適切性を評価
- ③2015年合意に各国のコミットメントを書き込む

こうした提案を基にしつつ、新たな削減目標の形式や期間、約束の提出タイミング、効果的な事前コンサルテーションのあり方等について、先進国を中心に意見交換が行われた。

我が国からは以下の考えを主張。

- 緩和及び透明性**について**全ての国の参加を前提**とした新たな法的枠組みの創設が必要であり、それが2020年枠組みの中核
- 全ての国の参加のためには、**国際的に合意されたルールの下で各国が定める約束**を基礎としつつ、緩和野心を向上させていくための**透明性ある事前及び事後の検証の仕組み**が不可欠
- 適応及び実施手段（資金、技術、キャパシティ・ビルディング）についても重要な要素であるが、これらについては**既存の組織や仕組みを基礎**とした決定等が必要 等

一方、中国など新興国・開発途上国は、先進国主導で議論が進むことに反発。

緩和・適応・資金・技術という条約の**4つの柱**を等しく扱うべきと主張。

交渉の状況：ADP2－2(2013年6月4日～13日)の概要②

ワークストリーム2： 2020年までの排出削減の野心向上

ラウンドテーブル及びワークショップ形式で、各国の取組の強化に加え、国際的な協力イニシアティブ等について議論。

○EUから、モントリオール議定書の下でHFCの削減・撤廃を進めることを求める提案がなされた。

○小島嶼国連合(AOSIS)は、COP19で再エネ、エネルギー効率、CCSに関する閣僚級セッションの開催を提案。

○途上国は、

- ・歴史的責任に基づき先進国が率先して野心を向上させることが重要である旨主張。

- ※特に2014年は先進国の野心向上のための重要な年との位置付け。COP18で採択された改正京都議定書においては、野心引き上げのため、京都議定書第二約束期間(2013年-2020年)の約束を各国が2014年までに再検討することとなっている。

- ・資金、技術、能力開発の強化の必要性を強調。

○我が国からは、以下の考えを主張。

- ・緩和の野心向上について、AOSIS提案の再生可能エネルギーやエネルギー効率の向上に焦点を当てることは重要

- ・国・地方・地域・民間等の様々なレベルのUNFCCC内外のあらゆる手段を総合的に活用していくべき

- ・国際協力イニシアティブについて有用な取組を特定して削減ポテンシャルや実際の効果の把握に努めるべき 等

ADP第2セッション(2013年6月4日～13日)の概要③

今後の予定(6月ADP結論文書の主な内容)

- 現在の共同議長が、これまでの2回のセッションの議論を踏まえた進捗のまとめを作成。
- 2013年9月1日までに**、「2020年以降の将来枠組」と「2020年までの緩和野心向上」それぞれについて、各国及びオブザーバー機関から事務局に意見提出(サブミッション)。
- 事務局がサブミッションを踏まえ「緩和」「適応」に関する技術文書作成。
- 次期共同議長がサブミッションを踏まえつつ、次回セッション(11月COP19時)でバランスがとれ、焦点を絞り、より公式な形式での作業を行えるよう提案を作成。
- 2014年に予定されている2回の会合に加え、少なくとも前半に1回追加会合を開催。もう1回の追加開催について次回セッションで議論。

(※ADP共同議長は今セッション後に交代。ノルウェー／インド⇒EU／トリニダード・トバゴ)

米国の気候変動行動計画

6月25日、オバマ米大統領は**気候変動行動計画 (President's Climate Action Plan)**を発表。2020年に温室効果ガス排出量を**2005年比17%程度削減**する目標達成に向け、以下に取り組むとしている。

①国内の排出削減対策

(行動の例)

化石燃料による排出の削減: 大気浄化法に基づき、既設及び新設の火力発電所にCO2排出基準を設けるよう環境保護庁(EPA)に指示。

クリーン・エネルギーへの転換: 2020年までに再エネをさらに倍増。

エネルギー効率の向上: 重量車用の2018年以降の燃費基準を設定 等

②国内の適応対策

(例) 地方の気候への耐性を強化するための投資を促進するよう各省庁に指示。新たな気候情報イニシアティブにより、温暖化に適応するための情報やデータを州・地方政府・民間セクターに提供。

③国際協力

(例) 中国、インド及びその他の主要排出国との二国間協力を含め、新規及び既存の国際イニシアティブを拡大。

海外の石炭火力発電所建設への公共投資に対する政府支援を廃止(後発開発途上国における最も効率的な石炭火力発電技術を用いた施設やCCSを導入する施設を除く)するとともに、他国や多国間開発銀行に対しても同様の措置を求めることにより、世界の公共投資をクリーンエネルギーに向ける。